八四・五〇		家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	
		洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	
	八四五〇・一一	全自動のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五〇・一二	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五〇・一九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・五一		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用（フュージングプレスを含む。）、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	
	八四五一・一〇	ドライクリーニング機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		乾燥機	
	八四五一・二一	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五一・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五一・三〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五一・四〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五一・八〇	その他の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH

八四・五二		ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	
	八四五二・一〇	家庭用ミシン	LVC四十パーセント又は、CTSH
		その他のミシン	
	八四五二・二一	自動式のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五二・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五二・三〇	ミシン針	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五二・四〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・五三		原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	
	八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五三・二〇	履物の製造機械及び修理機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五三・八〇	その他の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・五四		転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	
	八四五四・一〇	転炉	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取鍋	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五四・三〇	鋳造機	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・五五		金属圧延機及びそのロール	
	八四五五・一〇	管圧延機	LVC四十パーセント又は、CTSH